埼玉県秩父農林振興センター技術審査会設置要綱

(目的)

第1 埼玉県秩父農林振興センターが発注する工事等に総合評価落札方式を適用するに当たり、その審査の公正を期するため技術審査会を設置する。

(所掌事務)

- 第2 技術審査会は、総合評価落札方式の適用にあたり、次に掲げる事項を審査し決定する。
 - (1) 埼玉県総合評価小委員会に諮る落札者決定基準(総合評価のタイプ、選択評価項目の選定等)
 - (2) 落札者(落札候補者)の決定
 - (3) その他技術審査会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

- 第3 技術審査会の構成は、次のとおりとする。
 - (1)会長 秩父農林振興センター 副所長(林業部)
 - (2) 副会長 秩父農林振興センター 農村整備部長
 - (3) 委 員 秩父農林振興センター 管理部長

秩父農林振興センター 林業部長

秩父農林振興センター 治山・森林管理道担当部長

秩父農林振興センター 工事管理・事業調整担当部長

2 会長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

(運営)

- 第4 会長は、技術審査会を招集し、会務を総理する。
- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 3 技術審査会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開催し、議決することができない。
- 4 会議は、非公開とする。

(報告)

第5 会長は、技術審査会の会議結果を埼玉県秩父農林振興センター所長に報告するものと する。

(事務局)

第6 事務局は、埼玉県秩父農林振興センター林業部に置く。

(その他)

第7 これに定めるもののほか、技術審査会の運営について必要な事項は、技術審査会に諮

って会長がこれを定めるものとする。

附 則

- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年8月25日から施行する。
- この要綱は、平成24年7月18日から施行する。
- この要綱は、平成28年7月8日から施行する。
- この要綱は、平成29年5月19日から施行する。
- この要綱は、令和2年5月1日から施行する。